

平成21年 5 月 28日 開会

平成21年 5 月 28日 閉会

# 平 成 21 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

## 平成 2 1 年 5 月 三宅町議会第 2 回臨時会会議録目次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 招集告示                                       | 1  |
| 会期日程表                                      | 2  |
| 第 1 号 (5月28日)                              |    |
| 出席議員                                       | 3  |
| 欠席議員                                       | 3  |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名        | 3  |
| 職務のため会議に出席した者の役職氏名                         | 3  |
| 議事日程                                       | 4  |
| 議長あいさつ                                     | 5  |
| 町長あいさつ                                     | 5  |
| 開会の宣告                                      | 5  |
| 議事日程の報告                                    | 6  |
| 会議録署名議員の指名                                 | 6  |
| 会期の決定                                      | 6  |
| 議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号、承認第 2 号～承認第 5 号の上程、説明 | 6  |
| 議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号の質疑、討論、採決              | 8  |
| 承認第 2 号～承認第 5 号の質疑、討論、採決                   | 11 |
| 町長あいさつ                                     | 14 |
| 閉会の宣告                                      | 14 |
| 署名議員                                       | 15 |

三宅町告示第49号

平成21年5月三宅町議会第2回臨時会を  
次のとおり、招集する

平成21年5月18日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- |         |                |
|---------|----------------|
| 1. 招集日時 | 平成21年5月28日 木曜日 |
|         | 午 前 10時00分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場  |

平成21年5月三宅町議会第2回臨時会

会期日程表

平成21年5月28日木曜日

1日間

平成21年5月28日木曜日

| 目次   | 月日曜日      | 開会時間     | 摘    | 要 |
|------|-----------|----------|------|---|
| 第1日目 | 5月28日 木曜日 | 午前10時00分 | 臨時会開 | 会 |

平成21年5月三宅町議会第2回臨時会

招集の日時 平成21年5月28日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 若井 繁 孝  | 馬 場 武 信 | 廣 瀬 規矩次 |
| 坂 東 暹   | 松 田 睦 男 | 池 田 年 夫 |
| 池 本 久 隆 | 辰 巳 勝 秀 | 梅 本 勝 久 |
| 若 井 秀 友 |         |         |

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 町 長 志 野 孝 光    | 副 町 長 森 川 道 弘     |
| 教 育 長 岩 井 利 祐  | 総 務 課 長 中 川 章     |
| 健康福祉課長 東 浦 一 人 | 町民生活課長 西 岡 康 次    |
| 産業建設課長 吉 岡 秀 元 | 教育委員会事務局長 陰 山 尚 則 |
| 上下水道課長 松 本 幹 彦 | 幼稚園園長 森 本 雅 子     |

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

|                |                |
|----------------|----------------|
| 議会事務局長 小 石 淳 一 | モニター室係 岡 本 豊 彦 |
| モニター室係 森 本 典 秀 |                |

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 7 番 議 員 池 本 久 隆 | 9 番 議 員 梅 本 勝 久 |
|-----------------|-----------------|

平成21年5月三宅町議会第2回臨時会

議 事 日 程

平成21年5月28日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- |      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                        |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定                                         |
| 日程第3 | 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第5 | 承認第2号 (専決処分事項報告) 平成20年度三宅町一般会計第7回補正予算について         |
| 日程第6 | 承認第3号 (専決処分事項報告) 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について  |
| 日程第7 | 承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第8 | 承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について    |

---

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年5月三宅町議会第2回臨時会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席いただきまして心から敬意を表する次第でございます。

また、本日提案されております議案につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを初めといたします議案2件、承認4件が提出されております。

どうかひとつ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとしたいと思います。

---

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成21年5月三宅町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席をいただき、大変ありがとうございます。

また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今回の新型インフルエンザ対策では、既に国・県の指導のもと対策会議を実施し、インフルエンザ予防に向けて町ホームページで啓発を行うとともに、町施設においては手指消毒液等の設置を行い、インフルエンザ予防に取り組んでおることをご報告いたします。

さて、本臨時会にご提案いたしておりますのは、人事院勧告に伴う常勤特別職の期末手当並びに一般職員の期末勤勉手当の引き下げによる条例改正案2件を初めとし、専決処分事項報告4件の計6件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議いただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

---

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成21年5月三宅町議会第2回臨時会は成立いたしましたので開会し、直ちに本

日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番議員、池本久隆君及び9番議員、梅本勝久君の2名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしとのお声がありますので、異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日間とすることに決定いたしました。

---

◎議案第24号及び議案第25号、承認第2号～承認第5号の上程、説明

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第3、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより日程第8、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより日程第8、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案2件、承認4件を一括上程いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成21年5月1日の人事院勧告により、特別職国家公務員の6月期の期末手当の支給月数の引き下げが実施されることから、今回、100分の160から0.15月の引き下げを行い100分の145とし、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、さきの人事院勧告の取り扱い同様、6月期の期末勤勉手当に関する特別措置として期末手当で100分の140から100分の125とし、0.15月の引き下げであり、勤勉手当においても100分の75から100分の70とし、0.05月の引き下げとなり、期末・勤勉手当合わせて0.20月の引き下げとなり、おのおの国に準じて実施すべく改正を行ったものでございます。

続きまして、承認案4件についてご説明申し上げます。

承認第2号 平成20年度三宅町一般会計第7回補正予算については、歳入で地方交付税において特別交付税の確定により7,008万1,000円の増額を、また、基金繰入金では財源の調整を図るため公債償還基金繰入金で5,000万円の減額を図りました。

歳出においては、土木費で公共下水道会計の公債費の繰上償還に係る償還元金の確定により、公共下水道会計への繰出金961万円の増額を行い、公債費においても一般会計の繰上償還に係る償還元金の確定に伴い100万円の増額を図り、予備費では947万1,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2,008万1,000円の増額を行い、予算総額を39億9,379万8,000円と定めたものであります。

次に、承認第3号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第4回補正予算については、歳入において、下水道会計の公債費の繰上償還に係る償還元金の確定に伴い、一般会計繰入金961万円の増額を行ったものであります。

歳出においては、公債費の繰上償還に係る償還元金の確定により961万円の増額を行い、歳入歳出予算におおの961万円の増額を行い、予算額を8億4,823万4,000円と定めたもの

であります。

次に、承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する関係法令が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、平成21年4月1日に施行されるものについて、条例の一部改正を行ったものであり、主な改正内容については、固定資産税の土地の負担調整に関し、平成18年度から20年度までの措置として、評価額に対する前年度課税標準額の割合が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額の引き下げ措置並びにその期間においても評価額を下落修正できる特例措置等について、平成21年度から23年度まで継続することとする改正内容であり、その他の改正内容については、関係法令の条文の整備に伴う改正であります。

次に、承認第5号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税の賦課額のうち、介護保険法の規定による介護第2号被保険者分40歳から64歳の介護納付金課税額について、賦課限度額を9万円から10万円に見直す内容であります。また、国民健康保険税の年金からの徴収について、対象とならない被保険者の範囲を拡大し、保険税の納付方法を被保険者の任意とする改正を行ったものであります。

以上が議案2件、承認案4件の概要説明であり、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第24号及び議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） ただいま説明が終わりましたので、これより日程第3、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題として、質疑を許します。

質疑ございませんか。

池田議員。

○6番（池田年夫君） 特別職の職員で常勤の者、また、一般職の職員の給与に関する条例の改正についてですが、今回の人事院勧告は、アメリカの金融不況から端を発した不況のもとで、日本の大企業、民間労働者の賃金の低下、ボーナスの削減を理由に人事院勧告が出されたということであります。

奈良県人事委員会の調査では、50人以上の民間企業231社を対象にした調査で、夏季一時金の決定済み企業は31社という状況であります。この中で決定した企業の前年度比はマイナ

ス18.3%、全企業従業員ベースではマイナス14.5%になっています。

今回の人事院勧告、夏季一時金を0.2カ月分凍結して1.95カ月分とするという条例改正ですが、本町の職員、特別職の影響、また金額措置についてはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（辰巳勝秀君） 中川課長。

○総務課長（中川 章君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告に伴います職員の期末勤勉手当の減額となる金額につきましては753万7,328円であります。常勤特別職につきましては、期末手当で32万1,300円の減額となります。以上です。

○議長（辰巳勝秀君） 質疑ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

したがって、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

松田議員。

○議長（辰巳勝秀君） 松田議員。

○5番（松田睦男君） 議案第24号ですが、本町、非常に財政的に苦しいということをいろんな場で言われておりますので、この際、町の三役あるいは我々議員もみずから、国会にほうでも議員が2割削減というふうなことが可決されるような見通しでございますので、本町としましても、一般職については、これはいろいろとあると思いますが、町の三役と議員については、もう少し思い切った減額をする必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。

それで一応、私は、町長のほうにまず半額返上、そして、あと副町長、教育長については30%、我々議員も30%程度減額を……

○議長（辰巳勝秀君） ちょっと今、松田議員、議案の内容でないところがあると思いますので、ちょっとご遠慮願えますか。

（「この議案に対する討論だから」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 今ずっと提案している案件について討論しているわけですから。

○5番（松田睦男君） この案件についてですよ。

（「賛成か反対か、それだけです」と呼ぶ者あり）

○5番（松田睦男君） だから、今言ったようなことで、私はこの24号については反対でございます。

○議長（辰巳勝秀君） ほかに討論ありませんか。

はい、どうぞ、池田さん。

○6番（池田年夫君） 特別職の職員で常勤の者、また一般職の職員の給与に関する条例の改正について賛成討論を行います。

特別職と一般職のボーナスについては、人事院が5月1日に国家公務員の夏季一時金、期末手当を0.2カ月分減額（凍結）するよう勧告をしたことにより、地方公務員も国家公務員に準じて減額するというものです。このとおり勧告が実施されますと、6月末に支給される予定であったボーナス2.15カ月分が1.95カ月分になり、一般行政職員で平均約8万円の減額になります。

昨年まで公務員のボーナスはその年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づく人事院勧告で決められてきました。今回の人事院勧告は、このルールを破り、4月に臨時に調査を実施し、しかも通常では1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送調査したものだけで、サンプル数も少なく、しかもボーナスを決定した企業は1割しかないというものであります。

奈良県でも、50人以上の民間企業231社を対象にした調査で、夏季一時金の決定済み企業が31社という状況であります。

今回の人事院勧告は、昨年8月に実施している通常の勧告とは異なり、アメリカの金融危機に端を発した世界的不況のもとで、全体として民間の賃金の落下が大きいとし、急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異常事態だとして特別調査を実施し、6月1日の支給基準日に間に合わせるために臨時の勧告を行ったとしています。

なお、この臨時勧告は一時金の落下幅が大きいため、1年分の格差是正を通常の勧告で年末に行った場合、年末のボーナスの大きな減額が生じる可能性があるので、今回の勧告になったとしています。

国家公務員や地方公務員のボーナスを減額すれば、民間の賃金やボーナスを一層減額することになり、派遣社員や非正規社員の比率が大きくなっている現在、年間所得をなおさら引き下げることになるのではないのでしょうか。深刻な景気悪化の中で、家計を応援し、内需主導経済に切りかえるときなのに、特別給与削減は経済にマイナスの影響を及ぼすとして、与党の削減方針決定の圧力に屈した人事院勧告を地方職員まで適用するものであります。この間

題点を指摘し、これを是正することを要望し、賛成いたします。

○議長（辰巳勝秀君） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） なしとの声がありましたので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

---

◎承認第2号～承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） 次に、日程第5、承認第2号 （専決処分事項報告）平成20年度三宅町一般会計第7回補正予算について、日程第6、承認第3号 （専決処分事項報告）平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について、日程第7、承認第4号 （専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、承認第5号 （専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題として質疑を許します。

質疑はありませんか。

池田議員。

○6番（池田年夫君） 承認第5号の国民健康保険税条例の改正についてですが、介護保険の最高限度額を10万円に引き上げるというものであります。今までの最高限度額9万円の被保険者の世帯はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳勝秀君） 西岡課長。

○町民生活課長（西岡康次君） それでは、6番、池田議員さんの国民健康保険税条例の改正についての質疑にお答えいたします。

介護保険限度額9万円の世帯につきましては、平成21年3月31日現在で40世帯であります。以上であります。

○議長（辰巳勝秀君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） ないようですので、質疑なしと認めます。

したがって、質疑は終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

池田議員。

○6番（池田年夫君） 専決処分、平成20年度一般会計第7回補正予算、同じく専決処分、平成20年度公共下水道事業特別会計について、町税条例改正について、国民健康保険税条例改正について、反対1件、賛成3件の討論を行います。

まず、反対の議案ですが、町税条例改正案ですが、寄附金税額控除の申告書の様式の追加や条文の整備、そして資産税の評価替えの価格下落に伴う減額の継続など、住民にとって利益になるものでありますが、上場株式に係る配当及び譲渡所得の軽減税率の延長など、アメリカの金融危機に端を発した世界的不況のもとで、金持ち優遇措置まで一括して上程されていますので、反対いたします。

平成20年度一般会計第7回補正予算案、同じく専決処分、平成20年度公共下水道事業特別会計補正予算について、一般会計補正予算案、公共下水道事業特別会計の歳入で地方交付税の増額、公債償還金基金の減額、歳出で公共下水道事業への繰出金、償還金利及び割引料であり、問題ありませんので賛成いたします。

国民健康保険税条例改正については、最高限度額を10万円に引き上げと条文の整備ですので、賛成し、討論を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) ないようですので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第5、承認第2号 (専決処分事項報告) 平成20年度三宅町一般会計第7回補正予算について採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認め、よって、本件は可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、承認第3号 (専決処分事項報告) 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第4回補正予算について採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立多数。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳勝秀君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

---

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件はすべて議了しました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に条例の一部改正案2件並びに専決処分事項報告4件、合計6件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき全議案の可決決定を賜り厚くお礼申し上げます。

今後とも町政の発展のため、議員皆様方には一層のご協力をいただきますとともに、6月5日には第2回定例会の開催をお願いいたしておりますことを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） きょう初めてで大変ふなれなところも多々あったかと思いますので、またこれからもよく勉強し、いろいろ研究して、議会議長として頑張りますので、よろしくをお願いします。

以上で平成21年5月三宅町議会第2回臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございます。

（午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員